

学校給食の安定供給に向けた国の支援を求める意見書

国民が「食」についての理解を深め、健康で豊かな生活を実現することを目的として、平成 17 年（2005 年）に食育基本法が制定された。また、これを踏まえ、平成 20 年（2008 年）には学校給食法が改正され、同法の目的に学校における食育の推進が規定された。このことは教科学習と並んで学校教育の大きな柱となり、地場産物の活用を通じて地域の農業、畜産業、水産業等の産業振興にも寄与している。

近年、学校給食の意義を勘案し、学校給食費の無償化や保護者負担の軽減に取り組む自治体が増加しているが、学校給食について自治体間における格差が生じることは、本来あってはならないことであり、国の関与が必要不可欠である。

さらに、地政学的な緊張や、新興国の経済成長にともなう資源の需要増加などの世界的情勢を背景とした国際的な物価高騰による原材料費の上昇がみられるなか、保護者の経済的負担を抑制するための自治体の負担増に加え、安定した学校給食の実施のため、食材費はもとより、人件費や物流費、光熱水費等の上昇により給食食材の納入業者にも大きな影響が出ており、給食自体の質の低下に繋がりがかねない状況を危惧するところである。

よって、我が国の未来を担う子どもたちの食育に差が生じることなく、安定した学校給食を提供し続けていくという観点から、下記の事項について、早急に実現するよう強く要望する。

記

1. 学校給食の無償化を含めた国の方向性を速やかに示すこと。
2. 近年の物価高騰対策として、賄い材料費上昇分の継続した財政的支援及び給食食材納入業者への支援を行うこと。
3. 食育の観点から栄養教諭の配置基準の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

滋賀県蒲生郡日野町議会

議 長 杉浦 和人